

令和2年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

令和3年6月2日
公正取引委員会

1 勧告・指導件数過去最多
(8,111件)

2 新型コロナウイルス事案, 働き方改革関連事案や金型事案, フリーランス事案についても積極的に対処



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	36,128	196,879	233,007
役務委託等(注2)	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

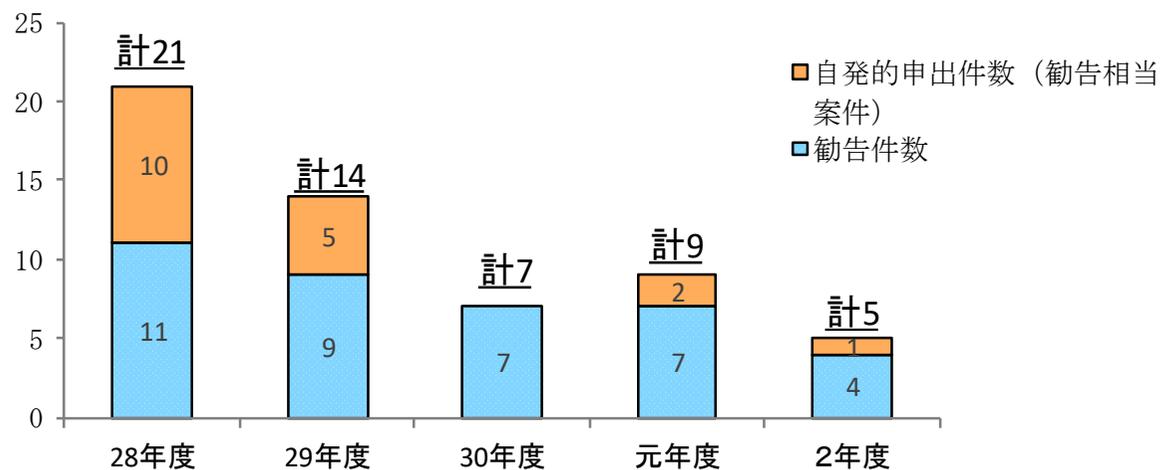
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

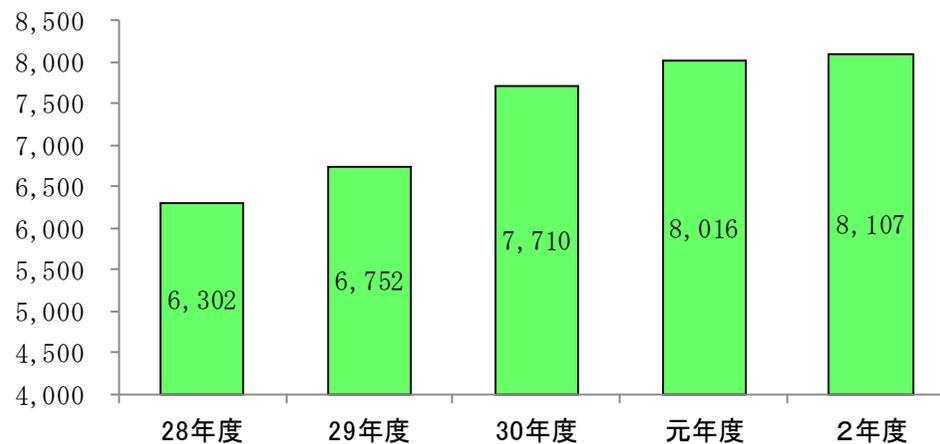
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



○下請法違反実例

1 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

○企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者に再委託している社員教育受託会社A社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者が生じた費用を負担することなく、下請事業者への発注を取り消していた。
このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある。

2 働き方改革に関連するもの

○システムキッチンの取付け作業を下請事業者に委託している住宅設備機器製造販売会社G社（本社千葉県）は、下請事業者に委託した作業がG社側に生じた事情でできなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者が生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。
このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

3 金型に関連するもの

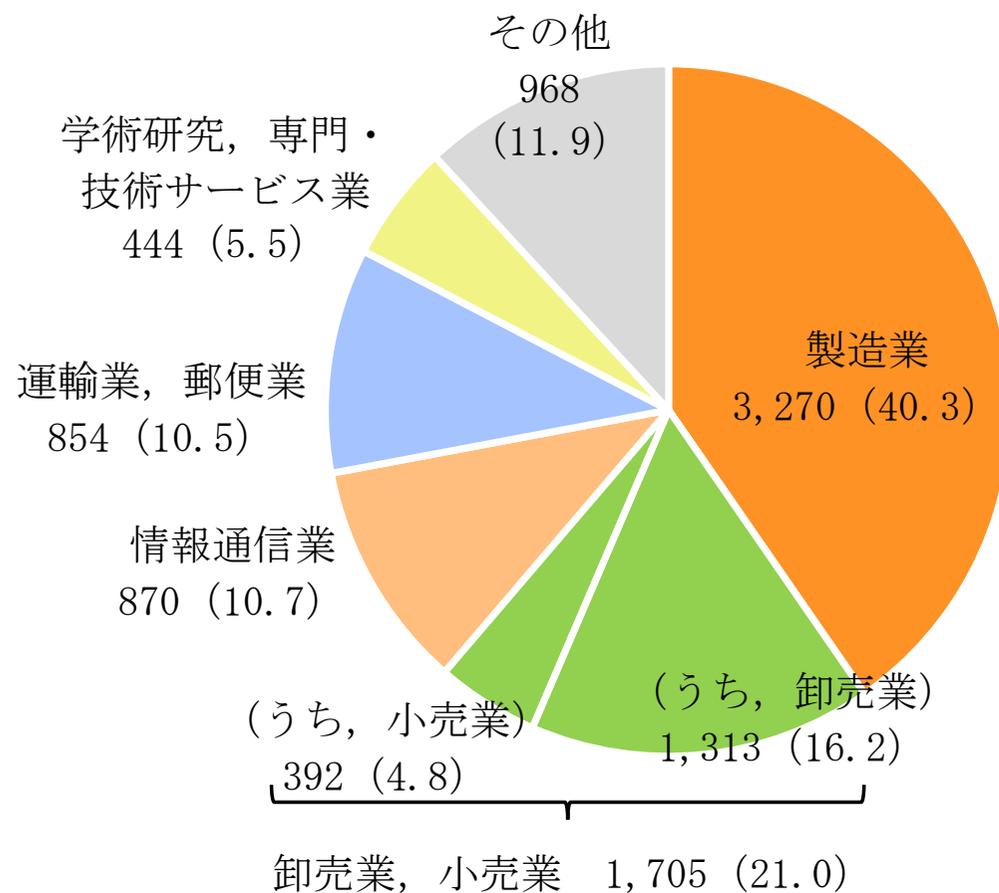
○金型の製造を下請事業者に委託しているプラスチック製品製造会社J社（本社東京都）は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させている。
このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

4 フリーランスに関連するもの

○アニメーションの企画・制作業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているアニメーションの企画・制作会社K社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。
このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

○勧告・指導件数(8,111件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



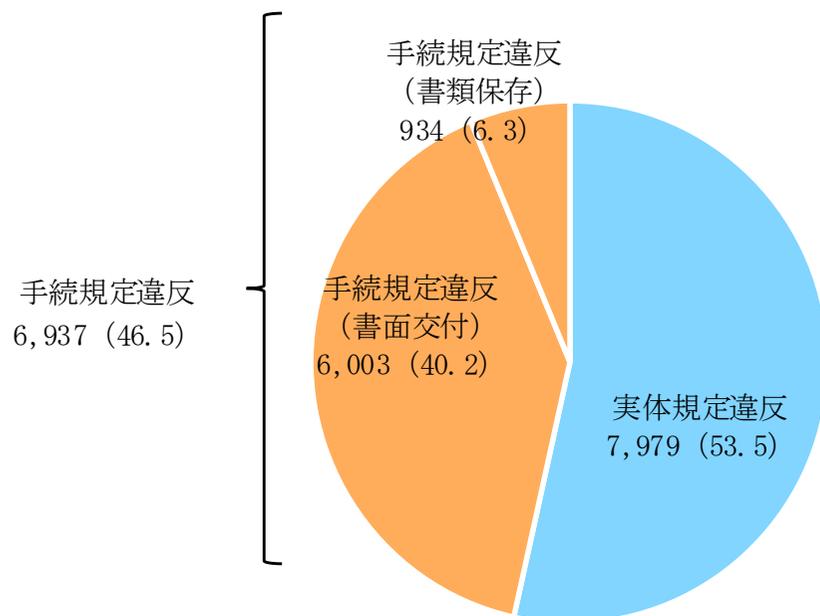
(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2)()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○ 類型別件数 (14,916件) の内訳, 実体規定違反件数 (7,979件) の行為類型別内訳

類型別件数 (14,916件) の内訳

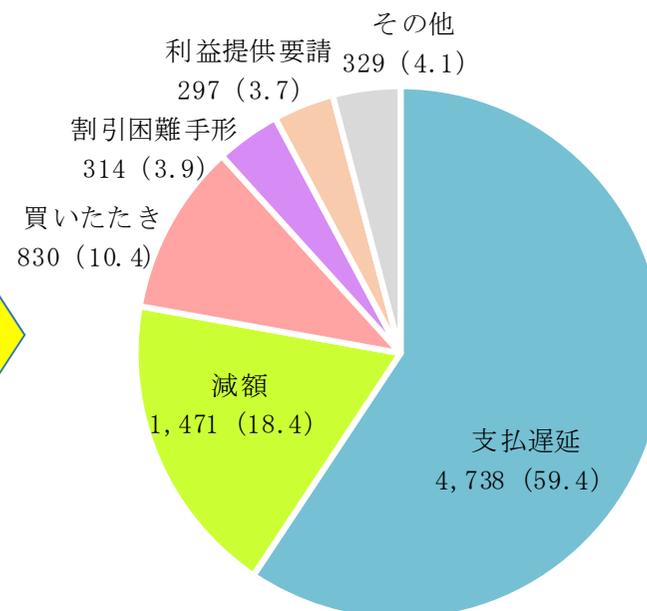
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (7,979件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]

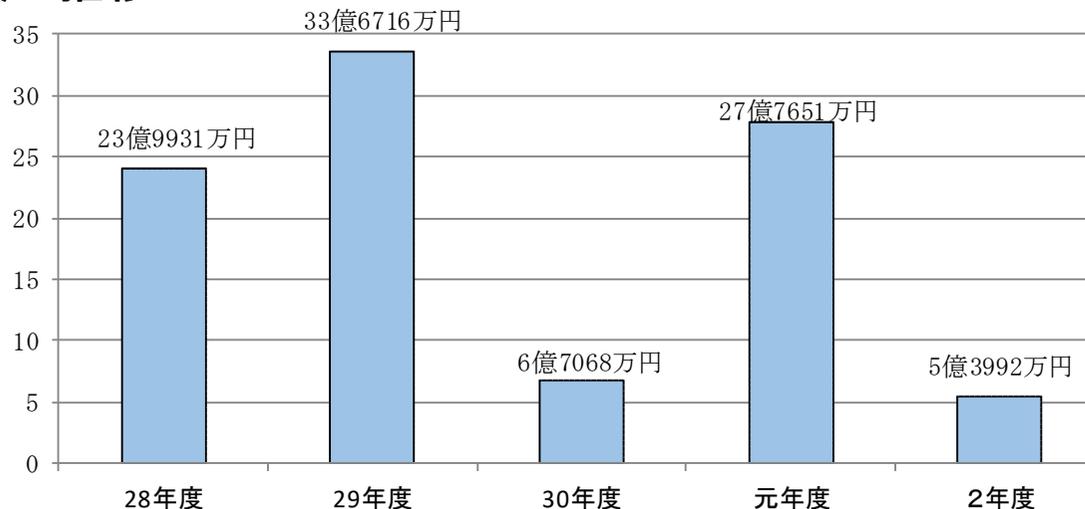


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

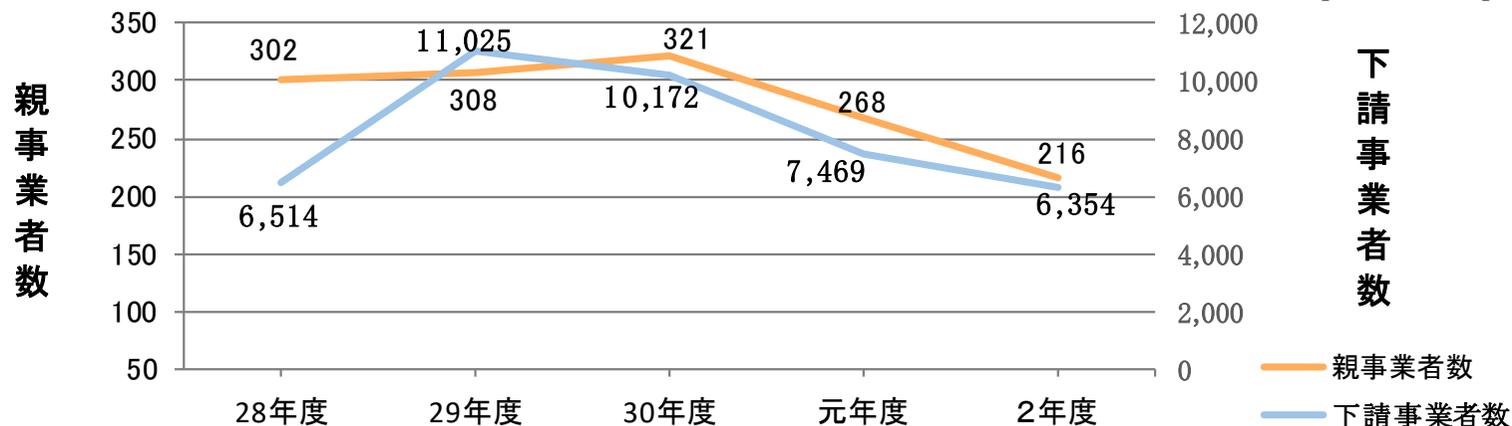
原状回復額の推移

[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]



企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

全国(32会場)

キャンペーン標語の一般公募

令和2年度特選作品「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」

下請法遵守の要請文書の発出

関係事業者団体約1,400団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(令和2年11月13日)

○企業間取引の公正化への取組

下請法等に係る講習会

基礎講習会	59回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	全国(32会場)
応用講習会	12回
業種別講習会	9回(荷主・物流事業者向け)

下請法等に係る相談

相談	10,838件
中小事業者のための移動相談会	3か所

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた644名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送（令和3年3月）。

主な業種		主な行為類型	
製造業	338名／53.2%	経済上の利益の提供要請	310件／42.3%
卸売業	128名／20.2%	代金の支払遅延	129件／17.6%
小売業	43名／6.8%	代金の減額	104件／14.2%

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査 （令和2年9月2日公表）

- 24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストア本部と加盟店との在り方を見直す動きが生じていたことなどから、大手コンビニエンスストアチェーン8社の全加盟店約5万7千店に対するアンケート調査等を実施。

調査の評価

平成以降3度目の実態調査であったが、仕入数量の強制など、コンビニエンスストア本部と加盟店の取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなった。

公正取引委員会の対応

- ① 本部に対する改善要請
- ② 業界団体に対する要請
- ③ フランチャイズ・ガイドラインの改正（R3.4.28公表）
- ④ 報告書等の周知
- ⑤ 違反行為に対する厳正な対処

○参考

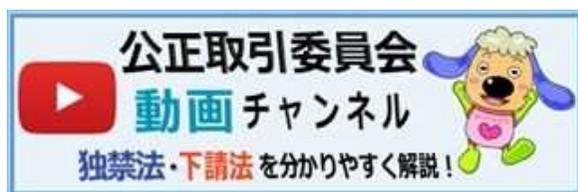
下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者60,000名及び当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に書面調査を実施した。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等（注1）	36,128	196,879	233,007
役務委託等（注2）	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

- また、下請事業者を対象とした書面調査の調査票には、
- ①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること。
 - ②定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること。
 - ③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（「申告」）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、公正取引委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(1)イ(イ)（4頁）参照。）。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為については、公正取引委員会ウェブサイトにおいてインターネットで申告を受け付けているほか、地方事務所等を含めた全国の申告窓口において、電話等により随時情報提供を受け付けている。

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,393件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが8,291件、下請事業者等からの申告によるものが101件、中小企業庁長官からの措置請求が1件である。

イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,333件であり、このうち、8,111件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。この措置件数は、昭和31年の下請法施行以降、最多となっている。

年度	新規着手件数(注)				処 理 件 数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は4件であり、うち、3件は製造委託等に係るもの、1件は役務委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成28年度以降の勧告事件については、参考資料を参照。）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が2件、返品が1件、不当な経済上の利益の提供要請が1件となっている。

減額については、リベート、POP代、CS管理費、防犯カメラ代等の名目で金銭を徴収する行為のほか、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、事業者が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引く行為が問題となった。返品については、下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、商品を引き取らせていた行為が問題となった。不当な経済上の利益の提供要請については、提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」として、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた等の行為が問題となった。

また、役務委託等についての勧告は、4年ぶりであった。

(イ) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第3表及び第1図参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

令和2年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は24件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は58件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

令和2年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者3,230名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億4437万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 後記(4) (13頁) 記載の金額に含まれている。

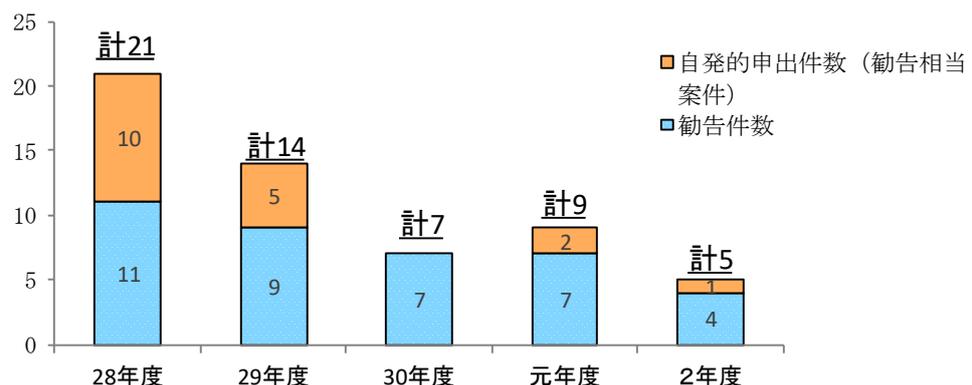
第3表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
61	47	73	78	24

第1図 勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



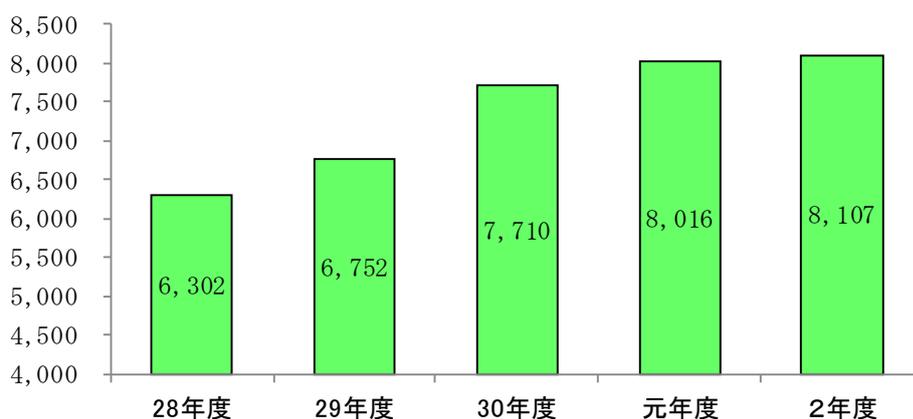
(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(ウ) 指導（第2図参照）

指導件数は8,107件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、最多となっている。指導件数8,107件のうち5,340件が製造委託等に係るもの、2,767件が役務委託等に係るものであった。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



(エ) 新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例（別紙2参照）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業活動に様々な影響が生じているところ、親事業者による受領拒否などの下請法違反となる行為が起り得ることが懸念されている。

公正取引委員会は、令和2年4月28日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者7,834名に対し、当該指導に加えて、新型コロナウイルス感染症による取引への影響について、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行ったほか、同年6月、親事業者60,000名に対し、定期調査を行う際に、同様の注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

(オ) 働き方改革に関連する下請法違反実例（別紙2参照）

政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、公正取引委員会は、厚生労働省及び中小企業庁と共同して、働き方改革に伴う「しわ寄せ」の未然防止に向けて、業所管省庁に対し、所管業界団体への周知啓発等の積極的な対応を令和2年10月14日に要請した。

こうした中で、公正取引委員会は、親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の

「しわ寄せ」を生じさせないように、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしているところ、働き方改革に関連する下請法違反事例は別紙2のとおりである。

(カ) 金型に関連する下請法違反事例（別紙2参照）

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月にはその報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に対処することとしているところ、金型に関連する下請法違反事例は別紙2のとおりである。

(キ) フリーランスに関連する下請法違反事例（別紙2参照）

近年、個人の働き方の多様化や産業構造の変化等により雇用によらない働き方の増加が予想されており、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が政府全体として課題となっているところ、公正取引委員会は、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省と共同して、フリーランスとの取引に関する下請法上の考え方等を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を令和3年3月26日に公表した。

こうした中で、公正取引委員会は、令和2年12月4日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者1,448名に対し、当該指導に加えて、親事業者との関係で弱い立場にある個人事業者と取引を行う場合には、注文書（取引条件等の必要記載事項を記載した書面）を必ず交付し、定められた支払期日までに下請代金を確実に支払うとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、フリーランスに関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、フリーランスに関連する下請法違反事例は別紙2のとおりである。

ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙3参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,111件の地区ごとの内訳は別紙3のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,101件、50.6%）、②近畿地区（1,397件、17.2%）、③中部地区（803件、10.0%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を令和元年度と比べると、ほぼ全ての地区において増加している。

(2) 措置件数の業種別内訳

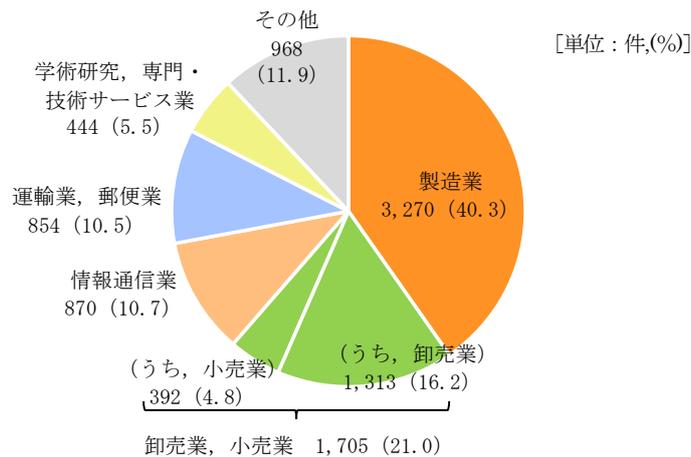
ア 全体の状況（第3図参照）

下請法違反事件に係る措置件数は8,111件であり、令和元年度に比べて88

件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（3,270件、40.3%）、②卸売業、小売業（1,705件、21.0%）、③情報通信業（870件、10.7%）、④運輸業、郵便業（854件、10.5%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及び、これらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

これら4業種の措置件数を令和元年度と比べると、①226件減、②26件増、③19件減、④57件増となっている。これら4業種は令和元年度においても措置件数の多い上位4業種であり、かつ、順位も変わっていない。

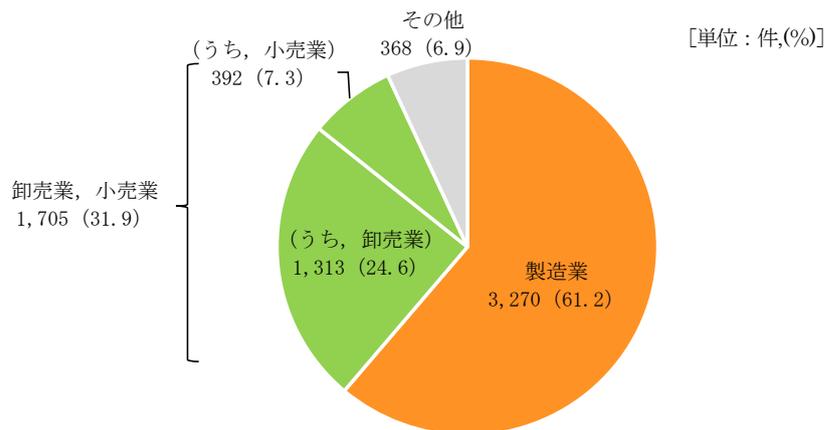
第3図 措置件数（8,111件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

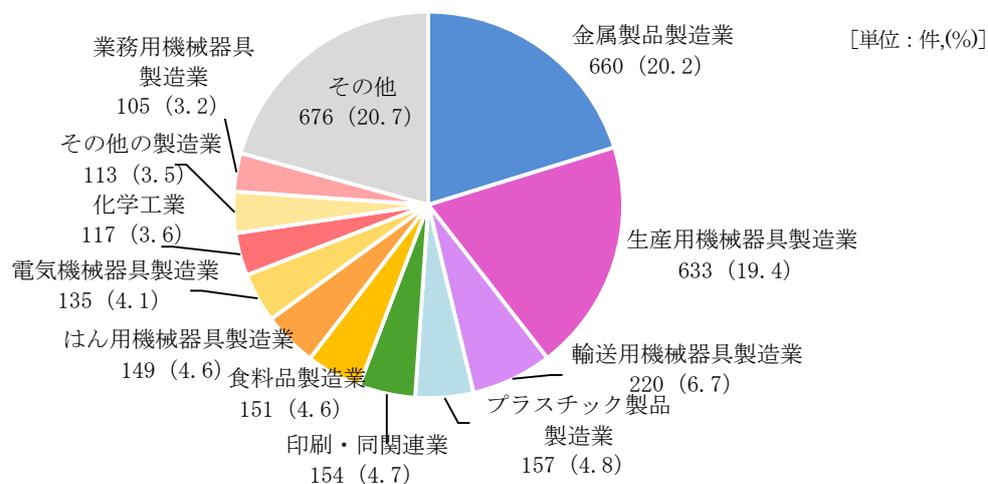
イ 製造委託等の状況（第4図参照）

第4図 製造委託等に係る措置件数（5,343件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



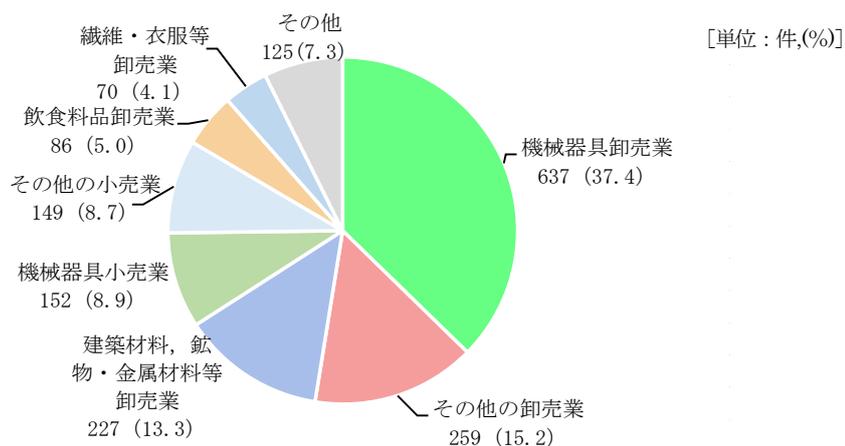
(注) () 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

第4-1図 製造業に対する措置件数(3,270件)の内訳(日本標準産業分類中分類)



(注) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

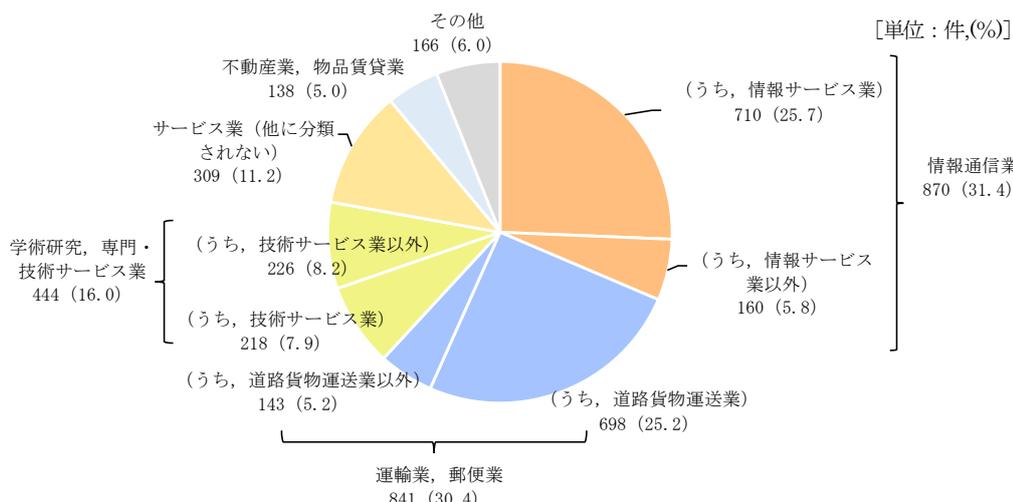
第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数(1,705件)の内訳(日本標準産業分類中分類)



(注) () 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況(第5図参照)

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,768件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) () 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

(7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で 14,916 件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が 6,937 件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が 7,979 件となっている。手続規定違反は令和元年度の 6,609 件から 328 件増加、実体規定違反は令和元年度の 6,919 件から 1,060 件増加している。

(4) 実体規定違反件数 7,979 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が 4,738 件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 59.4%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が 1,471 件（同 18.4%）、③買ったたきが 830 件（同 10.4%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約9割を占めている。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和2年度	6,003 (86.5)	934 (13.5)	6,937 (100)	40 (0.5)	4,738 (59.4)	1,471 (18.4)	15 (0.2)	830 (10.4)	76 (1.0)	78 (1.0)	314 (3.9)	297 (3.7)	120 (1.5)	0 (0.0)	7,979 (100)	14,916
製造委託等	4,181 (87.2)	612 (12.8)	4,793 (100)	36 (0.7)	2,881 (54.7)	1,072 (20.4)	15 (0.3)	497 (9.4)	47 (0.9)	72 (1.4)	303 (5.8)	255 (4.8)	89 (1.7)	0 (0.0)	5,267 (100)	10,060
役務委託等	1,822 (85.0)	322 (15.0)	2,144 (100)	4 (0.1)	1,857 (68.5)	399 (14.7)	0 (0.0)	333 (12.3)	29 (1.1)	6 (0.2)	11 (0.4)	42 (1.5)	31 (1.1)	0 (0.0)	2,712 (100)	4,856
令和元年度	5,864 (88.7)	745 (11.3)	6,609 (100)	32 (0.5)	3,651 (52.8)	1,150 (16.6)	14 (0.2)	721 (10.4)	72 (1.0)	98 (1.4)	254 (3.7)	336 (4.9)	590 (8.5)	1 (0.0)	6,919 (100)	13,528
製造委託等	4,202 (90.2)	458 (9.8)	4,660 (100)	29 (0.6)	2,160 (45.7)	867 (18.3)	11 (0.2)	533 (11.3)	47 (1.0)	92 (1.9)	243 (5.1)	287 (6.1)	458 (9.7)	1 (0.0)	4,728 (100)	9,388
役務委託等	1,662 (85.3)	287 (14.7)	1,949 (100)	3 (0.1)	1,491 (68.1)	283 (12.9)	3 (0.1)	188 (8.6)	25 (1.1)	6 (0.3)	11 (0.5)	49 (2.2)	132 (6.0)	0 (0.0)	2,191 (100)	4,140
平成30年度	5,964 (88.5)	778 (11.5)	6,742 (100)	46 (0.7)	3,371 (49.4)	834 (12.2)	19 (0.3)	1,487 (21.8)	90 (1.3)	113 (1.7)	374 (5.5)	348 (5.1)	132 (1.9)	5 (0.1)	6,819 (100.0)	13,561
製造委託等	4,183 (88.9)	520 (11.1)	4,703 (100)	36 (0.7)	2,051 (42.2)	642 (13.2)	14 (0.3)	1,195 (24.6)	61 (1.3)	110 (2.3)	356 (7.3)	291 (6.0)	96 (2.0)	3 (0.1)	4,855 (100)	9,558
役務委託等	1,781 (87.3)	258 (12.7)	2,039 (100)	10 (0.5)	1,320 (67.2)	192 (9.8)	5 (0.3)	292 (14.9)	29 (1.5)	3 (0.2)	18 (0.9)	57 (2.9)	36 (1.8)	2 (0.1)	1,964 (100)	4,003

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

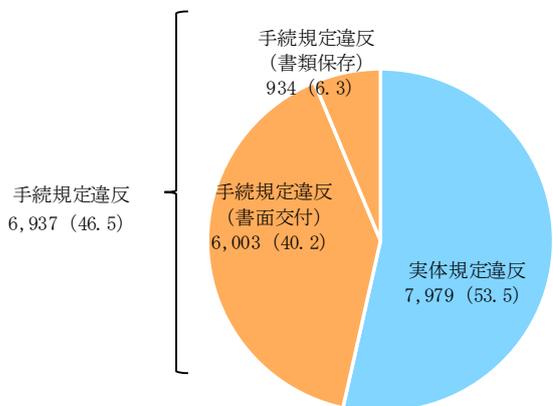
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数(14,916件)の内訳

[単位：件，(％)]

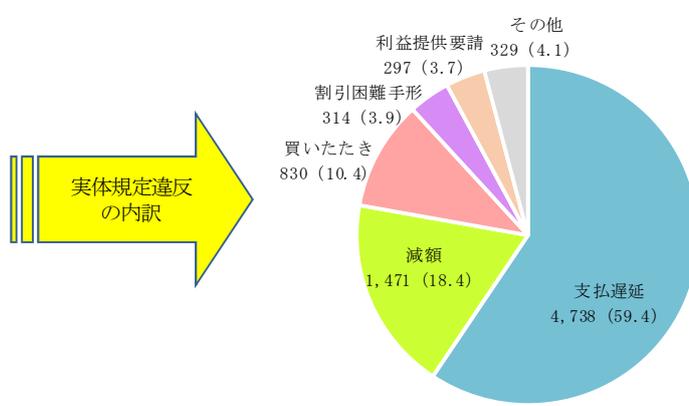


(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数(7,979件)の行為類型別内訳

[単位：件，(％)]

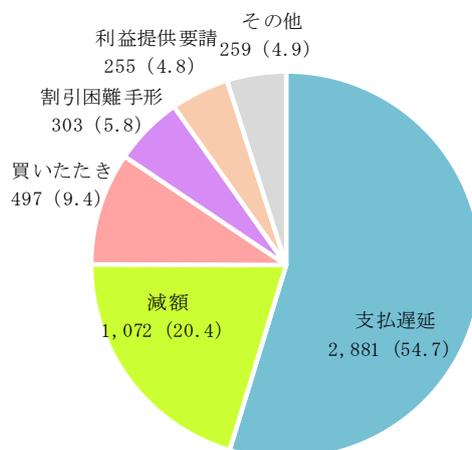


(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（5,267件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]

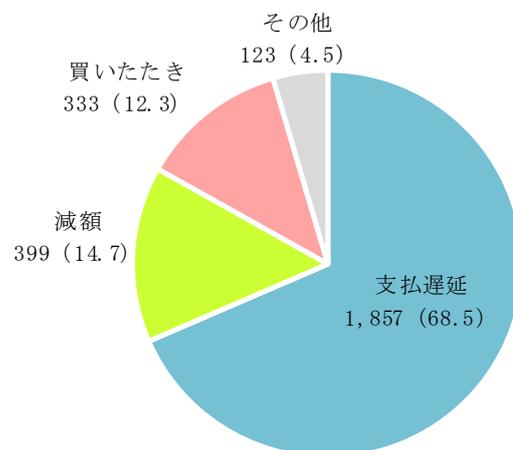


(注) ()内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,712件）の行為類型別内訳

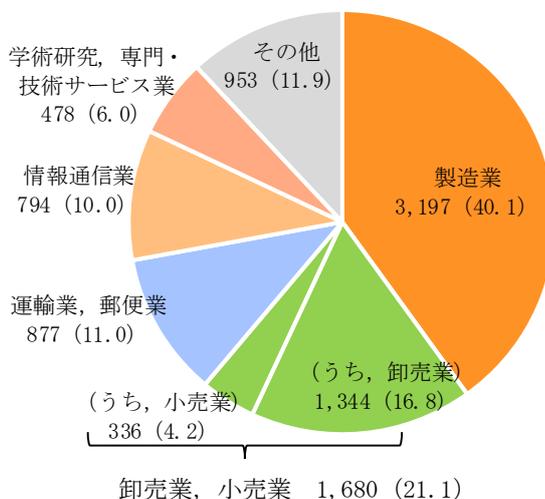
[単位：件，（％）]



(注) ()内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

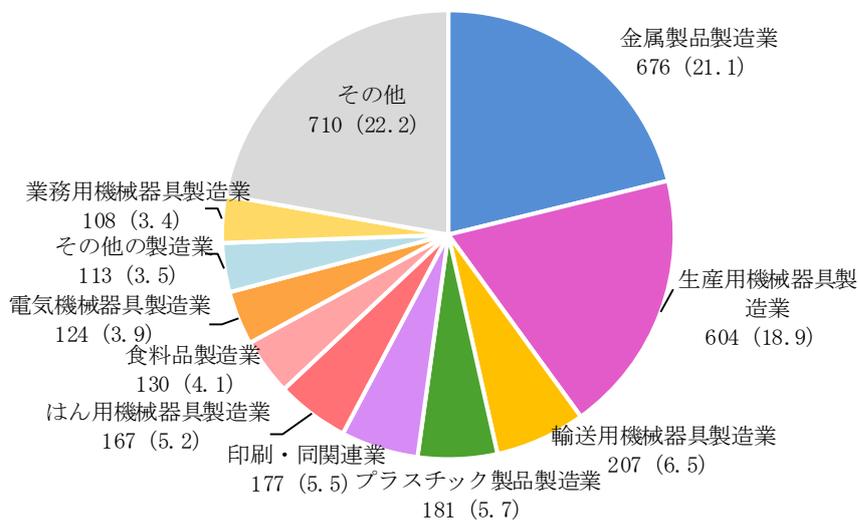
エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9-1図 実体規定違反件数（7,979件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）
[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-2図 製造業に係る実体規定違反件数（3,197件）の内訳（日本標準産業分類中分類）
[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第5表、第10図及び第11図参照）

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者216名から、下請事業者6,354名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億3992万円相当の原状回復が行われた。

第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数(注2)	原状回復を受けた下請事業者数(注2)	原状回復の金額(注1)
減額	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	平成30年度	120名	4,593名	1億8367万円
支払遅延	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	平成30年度	165名	4,901名	4億2288万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和2年度	10名	84名	5923万円
	令和元年度	8名	229名	2556万円
	平成30年度	7名	346名	1750万円
返品	令和2年度	4名	33名	1168万円
	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
	平成30年度	7名	59名	1911万円
やり直し等	令和2年度	3名	37名	323万円
	令和元年度	2名	4名	49万円
	平成30年度	2名	3名	24万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和2年度	1名	1名	50万円
	令和元年度	3名	5名	6万円
	平成30年度	9名	95名	2088万円
受領拒否	令和2年度	1名	1名	5万円
	令和元年度	1名	1名	208万円
	平成30年度	1名	1名	162万円
割引困難な手形の交付	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	1名	10名	109万円
	平成30年度	2名	8名	5万円
購入等強制	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	4名	94名	61万円
	平成30年度	5名	152名	225万円
買ったたき	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	2名	2名	3万円
	平成30年度	3名	14名	244万円
合計	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	平成30年度	321名	10,172名	6億7068万円

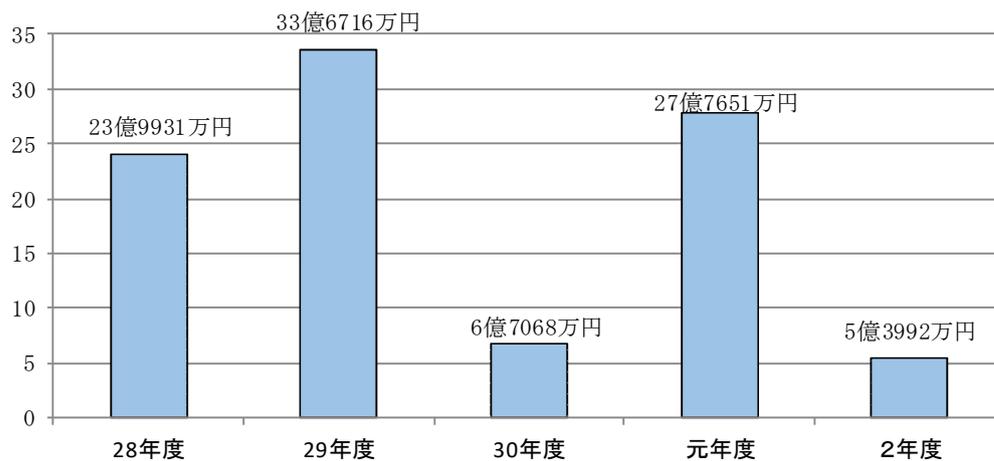
(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第10図 原状回復額の推移

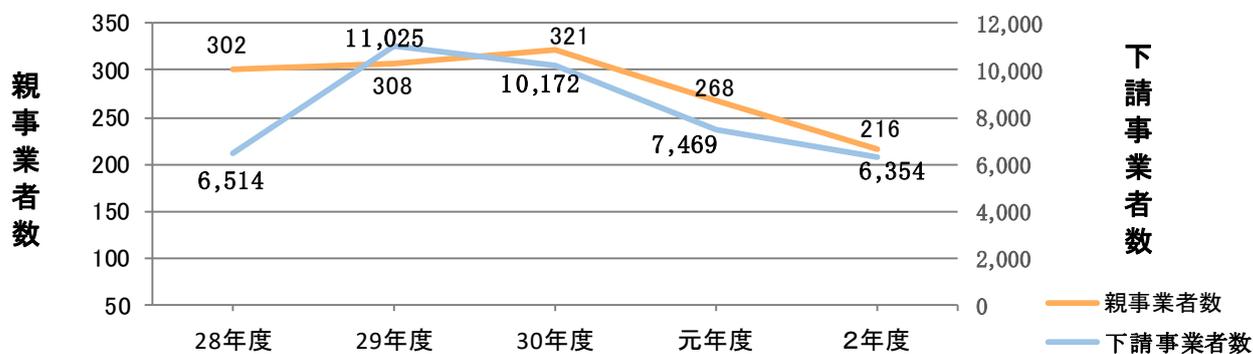
[単位：億円]



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201001.html>

(1) 下請取引適正化推進講習会

令和2年度においては、全国32会場において、下請取引適正化推進講習会を実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）令和2年度下請取引適正化推進講習会テキスト

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauketextbook.pdf

(2) キャンペーン標語の一般公募

下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」を令和2年度の特選作品として選定した。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/201001_files/R2_poster.pdf

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

令和2年度においては、関係事業者団体約1,400団体に対し、11月13日に要請を行った。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201113.html>

2 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、59回の講習会を実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を実施している。

令和2年度においては、12回の講習会を実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

令和2年度においては、荷主・物流事業者向けに9回の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、10,838件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和2年度においては、3か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,250か所）を活用し、相談を受け付けている。

令和2年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法等に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和2年度においては、6月以降3月末にかけて、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙4のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度においては、事業者団体等へ23回講師を派遣した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

令和2年度においては、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書を公表した。また、令和元年度に引き続き、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した。

(1) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査及び「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」の改正

公正取引委員会は、コンビニエンスストアについて、近年、24時間営業を始めとして、これまでの本部と加盟店との在り方を見直すような動きが生じていたことなどから、大手コンビニエンスストアチェーン8社の全加盟店約5万7千店に対するアンケート調査等を実施するとともに、調査結果を踏まえ、24時間営業の問題等に関する独占禁止法上の考え方等を取りまとめた「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」を令和2年9月2日に公表した。

また、公正取引委員会は、調査結果を踏まえ、コンビニエンスストア本部に対して自主的な点検及び改善を行うよう要請するとともに、業界団体に対して会員各社に報告書の内容を周知するよう要請したほか、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」を改正し、令和3年4月28日に公表した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和2年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主30,000名及び物流事業者40,000名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた644名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和3年3月）。

当該 644 名の荷主のうち、業種について回答のあった 635 名を業種別にみると、製造業が最も多く（338 名，53.2%），卸売業（128 名，20.2%），小売業（43 名，6.8%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及び、これらの業種において物流取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

また、問題となるおそれがある行為 732 件を類型別にみると、経済上の利益の提供要請が最も多く（310 件，42.3%），代金の支払遅延（129 件，17.6%），代金の減額（104 件，14.2%）がこれに続いている（別紙 5 参照）。

7 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引 Q & A」の公表

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、公正取引委員会及び中小企業庁が連名で下請法の考え方を示した Q & A を作成し、令和 2 年 5 月 13 日に公表した。

(2) 下請法基礎講習会の e-ラーニング教材の公表

公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、下請法基礎講習会に参加できなくとも、下請法等の基礎知識を習得できるよう、下請法基礎講習会の内容を動画や資料にまとめた e-ラーニング教材を作成し、公表した。

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/e-learning/shitauke_kiso_e-learning.html

8 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、中小企業庁との連名で、関係事業者団体約 1,400 団体に対して、おおむね 3 年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを 60 日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を令和 3 年 3 月 31 日に行った。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。



(公正取引委員会ウェブサイト) <https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>
(YouTube 公正取引委員会チャンネル) <https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

令和2年度における勧告事件

① (株)リーガルコーポレーションに対する件 (令和2年4月10日)	
親事業者	(株)リーガルコーポレーション (本社 千葉県)
事業内容	紳士靴, 婦人靴等の製造販売
下請取引の内容	紳士靴, 婦人靴等並びにその部材の製造
違反行為の概要 (期間)	【返品 (第4条第1項第4号)】 下請事業者から紳士靴, 婦人靴等並びにその部材 (以下「商品等」という。)を受領した後, 当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず, 当該商品等に瑕疵があることを理由として, 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに, 当該商品等を引き取らせていた (平成30年8月~令和元年10月)。
返品金額	下請事業者26名に対し, 総額1147万4218円

② (株)コモディイイダに対する件 (令和2年6月18日)	
親事業者	(株)コモディイイダ (本社 東京都)
事業内容	食料品, 日用雑貨品等の販売
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた。 ア 「リベート」 ^(注1) の額 (平成29年1月~平成30年7月) イ 「POP代」 ^(注2) の額 (平成29年1月~平成30年1月) ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, コモディイイダが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 (平成29年1月~令和2年2月)
減額金額	下請事業者14名に対し, 総額1635万36円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(注1) 下請事業者の取り扱う商品の取引増大に努力するためとして下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収したものの。

(注2) プライスカード広告の作成費用等として差し引いていたもの。

③ (株)フジデンに対する件 (令和2年7月30日)	
親事業者	(株)フジデン (本社 大阪府)
事業内容	家電製品の配送及び設置
下請取引の内容	家電製品の配送及び設置
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「CS管理費」 ^(注1) の額 (平成29年9月～平成30年11月) イ 「防犯カメラ代」 ^(注2) の額 (平成29年9月～平成30年12月)
減額金額	下請事業者12名に対し、総額2882万6725円 【勧告前に返還済み】

(注1) 顧客満足度向上のための(株)フジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。

(注2) 実施には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

④ マツダ(株)に対する件 (令和3年3月19日)	
親事業者	マツダ(株) (本社 広島県)
事業内容	自動車等の製造販売
下請取引の内容	自社が販売する自動車等の原材料たる資材 ^(注1) の製造
違反行為の概要 (期間)	【不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)】 次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。 ア 提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」 ^(注2) として、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。(平成30年11月～令和元年10月) イ 前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。
利益提供金額	下請事業者3名に対し、総額5112万3981円 【勧告前に返還済み】

(注1) 鋼鉄を棒状やコイル状に加工したもの。ボルト、ナット等の自動車部品に加工される。

(注2) 上記の下請取引とは異なる「管理自給」と呼ばれる、マツダ(株)向けの自動車部品を製造する部品メーカーと当該部品メーカーに資材を納入する下請事業者との間の資材取引に係る取引実績を基に算出されるものである。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

令和 2 年度における下請法違反実例

1 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

○不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者に再委託している社員教育受託会社 A 社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者が生じた費用を負担することなく、下請事業者への発注を取り消していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある。

○受領拒否

革製品の製造を下請事業者に委託している製造会社 B 社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け営業を停止した自社の納入先に商品を納入できなかったことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する受領拒否に該当するものである。

○支払遅延

衣料品の製造を下請事業者に委託している製造販売会社 C 社（本社大阪府）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し自社の資金繰りが悪化したことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

2 働き方改革に関連するもの

○不当な経済上の利益の提供要請

遊技用具の付属品の製造を下請事業者に委託している製造販売会社 D 社（本社東京都）は、下請事業者に対し、自社の取引先遊技場に当該付属品を納品させているところ、自社で行うべき当該付属品の設置作業を下請事業者に無償で要請していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

自動車部品の製造を下請事業者に委託している製造会社 E 社（本社神奈川県）は、下請事業者から当該部品を受領した後、下請事業者に対し、不良品の有無を確認する作業を当該作業に要する費用を支払うことなく行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

厨房機器の製造を下請事業者に委託している製造会社F社（本社東京都）は、厨房機器の製造に使用する部材、部品等の種類ごとの数量を確認する棚卸作業を下請事業者に行わせていた。当該作業はF社が自社で行うべき作業であるところ、F社は、当該作業を行うことによって下請事業者に生じた費用の一部を負担していなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

システムキッチンの取付け作業を下請事業者に委託している住宅設備機器製造販売会社G社（本社千葉県）は、下請事業者に委託した作業がG社側に生じた事情でできなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者が生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○買ったたき

電子機器部品の製造を下請事業者に委託している製造会社H社（本社秋田県）は、下請事業者が休日に作業を行う必要があるにもかかわらず、下請代金の見直しをせず、一方的に当初取り決めた単価を基に下請代金の額としていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

看板の製造を下請事業者に委託している製造販売会社I社（本社宮城県）は、通常より短納期で納品を求める際に、下請代金の見直しをせず、一方的に通常発注する際の単価を基に下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

3 金型に関連するもの

○不当な経済上の利益の提供要請

金型の製造を下請事業者に委託しているプラスチック製品製造会社J社（本社東京都）は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させている。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

4 フリーランスに関連するもの

○書面の交付義務

アニメーションの企画・制作業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているアニメーションの企画・制作会社K社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

ホームページの作成業務を個人事業者等の下請事業者に委託している情報サービス会社L社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

○支払遅延

映像・脚本制作業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているテレビ番組制作会社M社（本社東京都）は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

○減額

設計図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建築会社N社（本社福島県）は、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

このような行為は、下請法が禁止する減額に該当するものである。

措置件数（8,111件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和2年度			令和元年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	252	247
東北地区	青森県	35	42
	岩手県	64	65
	宮城県	90	97
	秋田県	37	36
	山形県	74	67
	福島県	80	71
東北地区計		380	378
関東甲信越地区	茨城県	139	109
	栃木県	93	92
	群馬県	127	123
	埼玉県	306	321
	千葉県	193	159
	東京都	2,335	2,425
	神奈川県	514	440
	新潟県	191	185
	山梨県	37	45
長野県	166	156	
関東甲信越地区計		4,101	4,055
中部地区	富山県	65	71
	石川県	54	67
	岐阜県	85	82
	静岡県	162	151
	愛知県	389	380
	三重県	48	46
中部地区計		803	797
令和2年度			令和元年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	57	62
	滋賀県	79	68
	京都府	165	174
	大阪府	775	751
	兵庫県	256	268
	奈良県	34	36
	和歌山県	31	36
近畿地区計		1,397	1,395
中国地区	鳥取県	34	27
	島根県	40	52
	岡山県	112	105
	広島県	216	214
	山口県	60	75
中国地区計		462	473
四国地区	徳島県	28	27
	香川県	59	75
	愛媛県	57	54
	高知県	43	29
四国地区計		187	185
九州地区	福岡県	245	231
	佐賀県	31	28
	長崎県	49	36
	熊本県	52	57
	大分県	37	30
	宮崎県	26	32
	鹿児島県	31	45
九州地区計		471	459
沖縄地区	沖縄県	58	34
全国計		8,111	8,023

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(業界の動向や国際情勢の影響について)

- 自動車・同部品製造業において、令和2年第1四半期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う工場の操業停止等の影響で落ち込みが激しかったが、夏以降持ち直し、徐々に回復してきており、令和3年度は好調になると見込む事業者も出てきている。(製造業、運送業)
- 食品製造業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景況感のいいものと悪いものに二極化している。売上げが増加した部門は、スーパーマーケット向けとウェブサイト通販であり、いわゆる「巣ごもり需要」によるものである。一方、売上げが減少した部門は、百貨店向け、ホテル向けである。(製造業)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により既に消費者の意識や行動は変化しており、感染が収束したとしても外食産業に人が戻るとはいえず、消費者の変化に対応して新しい提案を行っていかなければならない。(製造業)
- 外航船の給油に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があっても指定日時に給油できる給油体制が評価され、これまで外国で給油していた外航船の給油のスポット取引が増加した。(運輸業)
- 自動車部品の売上げに関して、特にアメリカの回復が早く、その影響で昨年9月に入って受注が戻り始め、11月には年間売上げのピークとなるほど回復した。(製造業)

(諸費用の水準等について)

- 仕入値が高騰したことからスーパー等へ販売価格の値上げを要請したが、スーパー等は値上げすることを極端に嫌うため、販売価格は据え置かれた。また、他社から仕入れるから取引を止めてもよいと言われるなど商談にも応じてくれない。(製造業)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、メーカーとの交渉がリモートになり、交通費等の経費を大幅に削減できた。また、顧客開拓に支障が生じた場合とメールやWeb会議で商談することにより顧客開拓が進んだ場合があった。(卸売業、情報通信業)

- 発注先大手メーカーは対面での打合せを控えていることから、営業担当者が今後の発注予定などを入手することができず、精緻な生産計画を立てることができなくなった。(製造業)
- 新型コロナウイルス感染症対策として、従来は水拭きだった箇所をアルコール拭きにしてほしいなど仕様変更を求められるが、委託代金を引き上げるのではなく、別の作業を省略することにより代金が据え置かれる場合が多い。(サービス業)

(適正な費用負担について)

- 金型の費用等の諸条件について、最近では、きちりと取り決めて契約するようになってきている。(製造業)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で製造に係る企画の決定が遅れ、その後発注された際は短納期発注が多かったが、特に割増料金となったものはなかった。(製造業)
- 放送番組の作成業務において、新型コロナウイルス感染症対策を要請され、マスク着用、撮影場所の指定等の条件が付されたが、費用問題が発生する程のものではなかった。(情報通信業)

(働き方改革について)

- 現状、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事がないため、しわ寄せで困っている状況にない。新型コロナウイルス感染症終息後に経済活動が元に戻ったらしわ寄せ行為が出てくるのではないかと懸念している。(製造業)
- 働き方改革の影響で取引先における休日が増加している。しかし、休日を増やしたからといって、当社が取引先において提供するサービスの納期を延長してくれるわけではないことから、対応するスタッフが足りず対応に苦慮している。(サービス業)

(支払手段について)

- 一部の取引先では、半額現金・半額手形が主流であるが、現金払いへの変更を要望したところ、前向きに検討してもらえなくなった。(製造業)
- 全般的に手形による取引が減少傾向にあり、特に大口の取引先は手形払いから電子記録債権の利用に移行している。電子記録債権のメリットは、債権管理が手形に比べて容易であること、事務処理負担が軽微になることである。(製造業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 関係する部署には、取引先から不当な要求があった場合に備えて、公正取引委員会のホームページで下請法等について確認するように指示している。また、メールマガジンも従業員に転送している。特に、違反事例が参考になる。(製造業)

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数 (A)	回答数 (B) (B/A)
荷主	30,000 名	17,779 名 (59.3%)
物流事業者	40,000 名	19,707 名 (49.3%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 644 名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和3年3月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	338 名	53.2%
卸売業	128 名	20.2%
小売業	43 名	6.8%
建設業	34 名	5.4%
農業、林業、漁業	27 名	4.3%
物流業	8 名	1.3%
情報通信業	3 名	0.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	3 名	0.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	2 名	0.3%
その他	49 名	7.7%
合計（注）	635 名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主 644 名のうち、業種について回答のあった 635 名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
経済上の利益の提供要請	310 件	42.3%
代金の支払遅延	129 件	17.6%
代金の減額	104 件	14.2%
発注内容の変更	95 件	13.0%
割引困難な手形の交付	56 件	7.7%
買ったたき	21 件	2.9%
物品等の購入・利用の強制	12 件	1.6%
要求拒否に対する報復措置	5 件	0.7%
合計（注）	732 件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記2の荷主数 644 名とは一致しない。

下請法違反勧告事件一覧（平成28年4月1日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
28- 1	株日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	株ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	株シジシージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成レポート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	株JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	株ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	株農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	株ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	株プレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	株あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	株井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック株	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	株久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間レポート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン株【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ株	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ株	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	株セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	株伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング株	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守 料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ株	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	株大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
30- 1	マル厨工業㈱	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利, 協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建㈱	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品㈱	製造	H30.8.29	減額(年契基本, 発注オンライン料, 販促 スポット条件, 決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業㈱	製造	H30.10.17	減額(金利相当額, 仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	㈱サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品サンプル)(下段)			14	11,178,161 (注4)
							175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア㈱	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等, 歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	㈱柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓㈱	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	㈱LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業㈱	製造	R1.9.27	減額(期間契約, 特別物件価格協力, 手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装㈱	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業㈱	製造	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	㈱レリアン	製造	R2.2.14	減額(マークダウン等による値引き, 手数料, 金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)	13	1,491,058,351	10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	㈱サンクゼール	製造	R2.3.19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		
R2- 1	㈱リーガルコーポレーション	製造	R2.4.10	返品			26	11,474,218
R2- 2	㈱コモディイダ【措置請求】	製造	R2.6.18	減額(レポート, POP代, 振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	㈱フジデン	役務	R2.7.30	減額(CS管理費, 防犯カメラ代)	12	28,826,725		
R2- 4	マツダ㈱	製造	R3.3.19	不当な経済上の利益の提供要請の禁止(手数料)			3	51,123,981

(注1)「関係人」欄中【措置請求】の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。